

## 平成26年度高等学校等就学支援金の受給資格と加算支給等について

### 1. 就学支援金制度の受給資格

#### (1) 新制度による受給資格

新制度は、平成26年度から新1年生を対象とした制度であり、就学支援金を受給するためには入学時の4月及び6月に申請が必要になりますが、新制度では「表1」の2.で所得制限が設けられたことにより受給資格の基準を満たさなければ受給することができません。

なお、保護者（親権者）の所得に応じ、「表2」の世帯①～③基準額を満たせば加算支給があります。

#### 【就学支援金を受給するために必要な申請書類等】

##### ○入学時の4月に必要な申請書類等

- ・高等学校等就学支援金「受給資格認定申請書」
- ・保護者父・母（親権者）の「課税証明書」等（平成24年分の平成25年度証明のもの）

##### ○6月に必要な申請書類等

- ・「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書
- ・保護者父・母（親権者）の「課税証明書」等（平成25年分の平成26年度証明のもの）

入学時の4月に受給資格の基準に該当せず、6月の申請時に基準を満たす場合には、以下の書類が必要になります。

- ・高等学校等就学支援金「受給資格認定申請書」
- ・保護者父・母（親権者）の「課税証明書」等（平成25年分の平成26年度証明のもの）

※入学時の4月及び6月に受給資格の基準を満たさなければ、「高等学校等就学支援金受給非該当確認書」を提出が必要になります。（申請漏れを防ぐため申請しない場合でも、必ず提出願います。）

※受給資格の申請については、学校から新1年生の世帯に必要な書類等を事前に郵送致します。

「表1」 就学支援金制度の概要

区分	新1年生	新2・3年生
1. 制度の適用	新制度	旧制度
2. 受給資格認定の所得制限	あり 保護者父・母（親権者）の市町村民税所得割の合計が304,200円未満（年収910万円未満程度 ※1）の世帯に支給	なし
3. 受給資格認定による受給額（加算支給額は除く）	月額9,900円（上記2.の基準に該当する場合）	月額9,900円
4. 受給資格認定申請	4月に申請が必要 （学校が指定する期日までに申請）	入学時、申請済み （ただし、転入生は申請が必要）
5. 平成26年4～6月分の受給	・受給資格認定申請書に添付の課税証明書等により判断（4月申請） ・該当しない場合は、「高等学校等就学支援金受給非該当確認書」を提出	入学時、受給資格認定申請済みのため書類の提出は必要なし
6. 平成26年7～平成27年6月分の受給（3年生は平成27年3月まで受給）	・「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書に添付の課税証明書等により判断（6月申請） ・該当しない場合は、「高等学校等就学支援金受給非該当確認書」を提出 （学校が指定する期日までに届出）	
7. 受給期間	最大で36ヶ月	最大で36ヶ月
8. 加算支給	1.5倍, 2.0倍, 2.5倍	1.5倍, 2.0倍 ただし、下記「表3」加算基準（新2・3年生対象）に該当すれば申請が必要

※1 年収は、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人家族の場合の目安です。

## (2) 旧制度による受給資格

旧制度は、新2・3年生が対象であり、受給資格認定申請においては、それぞれ入学時に申請手続きを行っているため、申請は不要です。

## 2. 新1年生に係る所得制限及び加算支給基準

「表2」 所得制限及び加算支給基準（新1年生対象）

	加算支給基準 保護者父・母（親権者）の市町村民税所得割額の合計	支給額等	年額	備考
世帯①	0円（非課税） （年収250万円未満程度 ※1） 生活保護世帯含む	通常の上給限度額の2.5倍の額 （加算支給あり）	234,600円 （高専の場合は、2.0倍・2.5倍加算は同じ取扱い）	授業料 該当月分 負担なし
世帯②	1円以上 51,300円未満 （年収250万円から350万円未満程度 ※1）	通常の上給限度額の2.0倍の額 （加算支給あり）	234,600円 （授業料相当額）	授業料 該当月分 負担なし
世帯③	51,300円以上 154,500円未満 （年収350万円から590万円未満程度 ※1）	通常の上給限度額の1.5倍の額 （加算支給あり）	178,200円 （月額14,850円）	授業料負担 該当月額 4,700円
世帯④	154,500円以上 304,200円未満 （年収590万円から910万円未満程度 ※1）	通常の上給限度額 （加算支給なし）	118,800円 （月額9,900円）	授業料負担 該当月額 9,650円
世帯⑤	304,200円以上 （年収910万円以上程度 ※1）	所得制限により受給なし （加算支給なし）	0円	授業料負担 234,600円 （年額）

※1 年収は、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人家族の場合の目安です。

世帯①、②は、加算支給がそれぞれ受けられ授業料（該当月額）負担がありません。

世帯③は、加算支給が受けられますが、一部授業料（該当月額）負担があります。

世帯④は、通常の上給額は受けられますが、加算支給はないため授業料（該当月額）負担があります。

世帯⑤は、受給資格認定の基準額を満たさないため受給がなく授業料全額支払いとなります。

## 3. 新2・3年生に係る加算支給基準（現行どおり）

「表3」 加算支給基準（新2・3年生対象）

	加算支給基準 保護者父・母（親権者）の市町村民税所得割額の合計	支給限度額	年額	備考
A世帯	0円（非課税） （年収250万円未満程度 ※1） 生活保護世帯含む	通常の上給限度額の2.0倍の額	234,600円	授業料 該当月分 負担なし
B世帯	18,900円未満 （年収250万円から350万円未満程度 ※1）	通常の上給限度額の1.5倍の額	175,140円	授業料負担 該当月額 4,700円
C世帯	18,900円にA、Bの合計を加えた額未満 A 16歳未満の扶養親族数×21,300円 B 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円 基準額は「表4」1.5倍加算基準額の早見表を参照 （年収250万円から350万円未満程度 ※1）	通常の上給限度額の1.5倍の額	175,140円	授業料負担 該当月額 4,700円
D世帯	加算支給基準に該当しない世帯 （年収350万円以上程度 ※1） 基準に該当しないため加算支給の申請は不要	通常の上給限度額 （加算支給なし）	118,800円	授業料負担 該当月額 9,650円

※1 年収は、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人家族の場合の目安です。

【加算支給に必要な申請書類等】（毎年6月に申請）

A世帯・B世帯

① 「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」

② 保護者父・母（親権者）の「課税証明書」等

C世帯

① 「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」

② 保護者父・母（親権者）の「課税証明書」等

③ 19歳未満の扶養親族に関する申立書

④ ③の申立書に記載した扶養親族の健康保険証の写し

注) C世帯の②保護者父・母（親権者）の「課税証明書」等については、③に記載した扶養親族の人数を確認する必要があります。各種控除等の内訳が省略されていないものがが必要です。

※A・B・C世帯は、学校が指定する期日までに申請が必要になります。なお、D世帯は加算支給基準外につき、申請は不要です。

※加算支給の申請については、学校から新2・3年生の世帯に必要な書類等を事前に郵送致します。

C世帯の扶養人数による基準額は、以下のとおりです。

市町村民税所得割の額：18,900円に①、②の合計を加えた額未満

①16歳未満の扶養親族の数×21,300円

②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

「表4」1.5倍加算基準額の早見表

(H26年7月～H27年6月加算申請分)

平成25年1月～12月の所得に基づく平成26年度課税証明

19歳未満の扶養親族の数 (H6. 1. 2以降生まれ)	扶養人数に応じた基準額「※1」 『課税証明書』等の 市町村民税所得割額		
	うち16歳未満 (H10. 1. 2以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (H7. 1. 2～H9. 1. 1生まれ)	
0人「※2」	0人	0人	18,900円未満
1人	0人	1人	30,000円未満
	1人	0人	40,200円未満
2人	0人	2人	41,100円未満
	1人	1人	51,300円未満
	2人	0人	61,500円未満
	2人	1人	72,600円未満
3人	0人	3人	52,200円未満
	1人	2人	62,400円未満
	2人	1人	72,600円未満
	3人	0人	82,800円未満

「※1」市役所等で発行される『課税証明書』等は、各種控除等が省略されていないものが必要になりますので市役所等での発行の際は、その旨、窓口にてご確認ください。

「※2」学生本人が扶養親族でない場合

注) 市役所等で発行される「課税証明書」等の市町村民税所得割額は、保護者父・母（親権者）の分を合算し、扶養人数の応じた基準額「※1」で確認することになります。

留意事項

①新1年生は、就学支援金の受給資格認定の確定後に、前期授業料の口座振替を行うため、振替時期は別途通知しますので確定するまで、授業料（前期分）の引落しはありません。

②就学支援金の支給は、（休学・留学の場合を除く。）在籍36ヶ月までの学生を対象としているため、留年などの理由により在籍が36ヶ月を超える場合は、対象となりません。

③就学支援金は、学生又は世帯に交付されるものではなく、授業料が減額措置されます。

④加算支給の申請等については、申請主義の観点から申請しないと受給資格はありません。

⑤加算支給の届出については、届出後に婚姻またはその解消等により、保護者に変更があった場合には、改めて届出書等の提出が必要となります。